



本日のプログラム

- ◆国歌斉唱『君が代』
- ◆ロータリーソング『奉仕の理想』
- ◆卓話 吉川清勝会員
テーマ『積立NISA(ニーサ)』

第2644回例会(1月23日)報告

司会 大西哲雄 S A A 委員長

- ◆開会点鐘 今井善弘副会長
- ◆ロータリーソング『それでこそロータリー』
- ◆ゲスト紹介 今井善弘副会長
・石川県奥能登総合事務所長 前田正彦氏
- ◆1月皆勤賞 松岡恵水出席・ニコニコBOX委員長
・7年間 泉原良光会長 ・10年間 大向洋紀会員
・11年間 今井善弘会員、久岡政治会員
・21年間 山瀬秋雄会員 ・30年間 曾又博史会員



◆会長の時間 今井善弘副会長

皆さんこんにちは。今月で、井筒さん、久岡さん、私の3人はロータリーに入会して、まる11年になりました。

そこで、今日は初心に帰って、また入会3年未満の会員もおられますのでロータリーの義務について復習したいと思います。

ロータリアンの義務としては

1. クラブの例会に出席すること。
2. 年会費を納入すること。
3. R I (国際ロータリー) の機関雑誌「ロータリーの友」ならびに地域的なロータリー雑誌「ガバナー月信」を購読しなければならない。

この3つがロータリアンの三大義務になっています。この中で普段から注意しておかなければならないのが、例会出席義務となります。出席不可能な場合は欠席をメーカーキャップして出席を補填して下さい。

出席に関しては義務というより会員の当然行使すべき権利という意見もあります。

また、急用で例会を早退しなければならなくなった場合は、60%ルールがあって例会時間の60%未満で早退したときは、厳格にいうと欠席扱いとなります。実際は、大目に見ているようです。

またこの他にロータリアンの義務として

1. ロータリーの目的、R I の定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。
2. 善良な成人であって、職業上良い世評を受けている

者であること。

3. 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限のある管理職の重要な地位にあること。上記の地位から退職している者であること、事業所または住居が、クラブ所在地域またはその周辺部にあること。

4. 職業分類を有すること。ただし、リタイアして職業を持たない会員は、以前持っていた職業分類のまま在籍すること。

以上、ロータリーの義務についてお話をいたしました。

また、職業奉仕はロータリーの代名詞と言われていますがこれはまたの機会ということで、今日は終わります。

◆幹事報告 柴田 薫幹事

・次週1月30日の例会はお休みです。

◆委員会報告

◎親睦活動委員会 山瀬秋雄委員長

・穴水、輪島RC合同例会開催。今回は穴水RC主催で2月23日(金)午後4時点鐘、場所は「なぎさGARDEN」で穴水カキ料理です。是非ご参加下さい。

◆出席報告 松岡恵水出席・ニコニコBOX委員長

1月23日の暫定出席率：65.52%

(出席19名、欠席10名)

1月9日の確定出席率：100%

(出席29名、欠席0名、メーカー加算0名)

◆ニコニコBOX報告

松岡恵水委員長

・皆勤賞ありがとうございました。今井善弘副会長
・前田正彦様、ようこそ輪島ロータリーへ!!卓話宜しくお願い致します。柴田 薫幹事

・皆勤賞ありがとうございます。久岡政治会員
・2月3日重蔵神社にて追儺祭(節分)に御奉仕させて頂きます。久岡政治会員

・同級生の星、前田所長、本日の卓話宜しくお願ひします。久岡政治会員

・皆勤賞ありがとうございます。前田所長さん輪島RCへようこそいらっしゃいました。山瀬秋雄会員

◆卓話者紹介 久岡政治会員

◆卓話 石川県奥能登総合事務所長 前田正彦氏

テーマ「奥能登総合事務所の役割と課題」



◆閉会点鐘

今井善弘副会長

〔編集：八井貴啓会員〕

◆下期会費並びに55周年積立金納入をお願い致します。